

令和6年

1月農業委員会総会議事録

■日時	2024年（令和6年） 1月12日（金） 13：30～13：55	反訳：西都
■場所	和泉市役所 本館 5-A会議室	速記株式会社
■出席者 （敬称略） （議席順）	<p>[農業委員] 計（13名）</p> <p>1 西川 文三 2 井阪 武範 3 西辻 達佳 4 飯村 りか 5 紀之定清五郎 6 山口 一美 7 井坂 常典 8 友田 吉春 9 友田 博文 10 辻林 孝幸 11 福本 敏行 12 仲野 充 13 森 忠清</p> <p>[欠席委員] 計（1名）</p> <p>14 岡田 如弘</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>藤原美津子 富永 利幸 仲野 文三 麓 信也 伊藤 真琴</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第3号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第4号 農用地利用集積等促進計画作成に関する要請について</p> <p>議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>お忙しい中、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまから令和6年1月の委員会総会を進めさせていただきます。</p> <p>開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
友田会長	<p>皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、農業委員会に御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまから農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>（時節の挨拶）</p> <p>それでは早速ですが、これから会議を開会します。本日の出席者数を事務局から報告願います。よろしく願います。</p>
事務局	<p>本日、委員会に出席されております委員は13名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、14番、岡田委員でございます。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p>
友田会長	<p>それでは友田会長、引き続き、議事進行、よろしく願います。</p> <p>本日の議事録署名人には、4番飯村りか委員、5番紀之定清五郎委員のお二人にお願い申し上げます。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>続きまして、議案書1ページをお願いいたします。</p>

事務局	<p>1月委員会議事日程、議案第1号から議案第5号、報告第1号から報告第2号となっておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>議案書2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転2件に関する申請を、別表のとおり定めるものとします。</p> <p>議案第1号、1番、池田下町の物件について事務局から説明願います。</p> <p>事務局の伊藤でございます。</p> <p>議案書3ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、池田下町で、地目は、田1筆、面積は279㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から3km、車で約15分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人はトラクターなどを保有しており、農業従事予定日数は80日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「贈与のため耕作に変更がないため、周辺の農地に支障はありません。」とのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の山口委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地確認を行い、水稻栽培している農地であり、譲渡人と譲受人に電話で意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>なしということです。</p> <p>議案第1号、1番については許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第1号、2番、仏並町の物件について事務局から説明願います。</p> <p>議案書3ページ、2番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、仏並町で、地目は、田1筆、面積は148㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しており、申請地は譲受人の自宅の横に位置しております。</p> <p>譲受人はくわなどを保有しており、農業従事予定日数は150日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p>

	<p>また、周辺地域との関係については、「農薬の使用について、周辺の農地に支障のないよう使用します。」とのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の辻林委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地確認を行い、現在は野菜栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で野菜栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第1号、2番については許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案書4ページお願いいたします。</p> <p>議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、賃借権の設定1件に関する申請を、別表のとおり定めるものいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号、1番、葛の葉町の物件について事務局から説明願います。</p> <p>事務局の仲野でございます。</p> <p>議案書5ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は、葛の葉町で、地目は、田1筆、面積は1,269㎡、転用目的、貸し人、借り人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地は、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断されます。</p> <p>第2種農地の代替性の検討ですが、借り人は本店営業所からも近く、利便性がよい土地を探していましたが、申請地以外に立地条件や広さ、価格面といった条件を満たす土地がなかったことから、申請地以外では計画の実現が困難となっています。</p> <p>転用目的は露天資材置場で、借り人は古物商を営んでおり、事業拡大をするに当たり、現在の資材置場では手狭なため、本店営業所からも近く、平地で最適な広さである申請地を借受け、飲食店で利用されていた調理台や流し台など、厨房備品を10セット、椅子やテーブルを20セット、その他、ずんどう鍋など、厨房物品や駐車場5台分の露天資材置場に転用するものです。</p> <p>なお、他法令の現状として、古物商の許可証が添付されているほか、転用面積が500㎡を超えるため、開発行為に該当しない旨の証明書が添付されております。</p> <p>続きまして、地区担当の坂上委員から受けました調査結果を報告いたします。</p>

友田会長	<p>「申請地は水稻栽培をされている農地である。貸し人及び借り人に確認したところ、申請内容に間違いのないとこのことで、調査の結果、許可やむを得ないものと認めます。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>議案第2号、1番については許可やむを得ないということで、大阪府に報告をいたします。</p> <p>続きまして、議案書6ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画3件を、別表のとおり定めるものといたします。</p> <p>議案第3号、1番3番、坪井町の物件につきまして、関連のあることから一括説明願います。</p>
友田会長	<p>事務局の伊藤でございます。</p> <p>議案書7ページ、1番3番について関連のあることから一括説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は、平井町・仏並町で、地目は、田1筆、畑1筆、面積は合わせて2,075㎡でございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の岡田委員、辻林委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、現在は野菜栽培されている農地であり、貸し手・借り手に電話で意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしということで、議案第3号、1番3番については決定することといたします。</p>

事務局	<p>す。</p> <p>続きまして、議案第3号、2番、国分町の物件について事務局から説明願います。議案書7ページ、2番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は、国分町で、地目は、田1筆、面積は1,781㎡でございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の井坂常典委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、現在は水稻栽培されている農地であり、貸し手・借り手に電話で意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第3号、2番については決定することといたします。</p> <p>続きまして、議案書8ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号、農用地利用集積等促進計画作成に関する要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画1件を別表のとおり要請するものとします。</p>
事務局	<p>議案第4号、1番、善正町の物件について事務局から説明願います。</p> <p>事務局の麓でございます。</p> <p>議案書9ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は善正町で、地目は、畑1筆、面積は3,549㎡でございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の井之上委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、コマツナのハウス栽培をしている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で続けてコマツナの栽培を行う予定です。申請どおり問題ありませんでした。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願い</p>

友田会長	<p>お願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第4号、1番については許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして議案書10ページお願いいたします。</p> <p>議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けるための、適格者証明願1件に関する願出を、別表のとおり定めるものとします。</p>
事務局	<p>議案第5号、1番、室堂町の物件について事務局から説明願います。</p> <p>議案書11ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>物件は室堂町で、地目は、田17筆、面積は合わせて7,687㎡でございます。</p> <p>被相続人、農業相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、地区担当の紀之定委員と現地調査を行いましたところ、水稻や果樹栽培をされており、今後も引き続き営農していく意思を確認いたしました。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第5号、1番については承認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告案件に移ります。</p> <p>議案書12ページ、報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用3件を、専決により受理しましたので報告申し上げます。</p> <p>議案書13ページを御参照ください。</p> <p>続きまして、議案書14ページ、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権移転4件を専決により受理しましたので報告いたします。</p> <p>議案書15ページを御参照ください。</p> <p>以上をもちまして、本日の審議は全て終了いたしました。</p> <p>何か、ご質問等ございませんか。</p> <p>何も御質問ないようですので、本日は大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。</p>

	それでは、これで総会を終了させていただきたいと思います。 ありがとうございました。
--	--

	閉会時間 13時55分
--	-------------

	上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。
--	-------------------------------------

	会 長
--	-----

	委 員
--	-----

	委 員
--	-----